

預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 6 月 10 日

池 袋 信 用 組 合

金融整理管財人 町田 曠光

金融整理管財人 片山 達



I はじめに

池袋信用組合は、平成 13 年 12 月 21 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成 14 年 5 月 9 日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第 83 条に基づいて行った池袋信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、池袋信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の 1 つとされていることから（預金保険法第 83 条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきましたので、その今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第 112 条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第 10 条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきましたが、これまでのところ、刑事責任の追求に相当する事案を発見するには至っておりません。

第3 民事責任追求について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成 13 年 6 月末を基準として自己査定を実施したところ、取引先の業況悪化によって不良債権が増大し、新たに 1,832 百万円の償却・引当が必要となり、結果▲1,432 百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表へと至っ

たものです。この自己査定による破綻先・実質破綻先に対する貸付債権は計4,300百万円です。

そこで、上記破綻先・実質破綻先の中から金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうちの大口与信先を調査対象として、融資に際して善管注意義務の違反がないかを検討しました。調査の方法は、貸出稟議書、担保関係書類、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、役員、その親族及びこれらの経営する企業並びに協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項によって準用される銀行法第13条に定める信用供与の限度を超過する先に対する融資について、違法性がなかったか否か調査・検討を行ってきました。

更に、当組合の関連企業として、全額出資の池信商事有限会社及び役員的全額出資にかかる池信ビルディング有限会社があるので、その設立経緯及びその内容についても調査・検討しました。最後に、平成11年度決算に基づいて平成12年6月に行った配当が配当可能利益の範囲内の配当であったか、関係帳簿類を精査し、役職員から事情を聴取するなどして調査・検討を行いました。

2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取を踏まえると、当組合の特徴として、債務者の財務内容の分析や実態把握が不十分なまま融資が行われていたことが見て取れます。融資全般について審査体制が不十分であったことは、営業第一主義の経営姿勢に起因するものと考えられます。融資稟議を行うに際し、その判断材料となる資金使途、返済原資、事業計画、財務内容、保全内容などが十分に検討されたとは言い難く、稟議書においてもその判断過程の記載のないものが多数見受けられました。稟議書に記載されている資金使途と取引の実態が乖離している例や、実際に資金がどのように使われたかを把握していない例もありました。

(2) 多くの融資案件で不動産担保に過度に依拠した結果保全不足に陥っています。いわゆるバブル崩壊に伴って担保不動産の価値が減少していると認められるにもかかわらず、漫然と追加融資を実行している例が多数あります。もちろん、これらの場合、担保の有無のみにより融資判断を下すべきものではありませんが、そうであるならば、人物評価、財務分析、事業の将来性など、他の要素を検討した上の判断なのか否かが問われるところですが、多くはその内容は判然としないものでした。

(3) 債権管理については、不良債権の処理を先送りした結果、回収不能額を増加させた事

例が顕著に見られます。具体的には、預金担保を取り崩して利入れする、資金手当ができない割引手形を長期分割弁済の証書貸付に切り替える等の方法により、元利金の支払期限を猶予して表面上は延滞がないように取繕う手法が多数見受けられました。多額の償却・引当に踏み切れなかったこと、融資姿勢につき一貫した基準をもっていなかったこと、債務者の事業の見通しについて債務者の説明のみに依拠してその裏づけを検証しなかったことなどの理由で、債務者の要請に漫然と応じて融資を継続しています。不渡手形を出して倒産した法人から別法人に事業と債務を引受けさせて融資を継続する事例が存在します。新たに設立した法人に債務を引き受けさせれば表面上は延滞が解消します。しかし、事業の実態に変更がなければ支払能力が改善する訳ではないので、償却処理を先送りし回収不能額を増加しただけの結果となっています。

(4) 役員関連の貸付については、法定の理事会承認決議を経ているのは当然として、役員の地位利用による不当融資、情実融資、大口融資などがなされたと認められるような案件は現在のところ発見されておりません。

平成12年3月31日現在、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項によって準用される銀行法第13条に定める信用限度を超過する案件が3件ありましたが、民事責任を問うべき事例はありませんでした。

(5) 当組合は、平成12年3月に、当組合の全額出資にかかる子会社池信商事有限会社、当組合の役員の全額出資にかかる池信ビルディング有限会社及び取引先の関連会社の合計3社に対して、当組合所有の店舗を売却しました。各会社は取得した店舗をそのまま当組合にそれぞれ賃貸し管理をしています。いずれも各社が店舗を当組合から取得する資金を当組合が融資しています。しかしながら各店舗の売却価額、その後の当組合及び役職員との関係とりわけ資金の流れについて現在までに不適切な点は認められておりません。3件のうち1件については平成11年度決算における売買の会計処理が適切であったか疑問がありますが、その結果行われた配当の支払を違法と判断するに至るだけの確証を得るに至っていません。

3 調査結果に基づく検討

(1) 以上の調査結果につき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる問題点を掲げれば、次のとおりです。

調査の結果、最も多いのは、当初貸付の際は不動産担保によって保全されていたものの、その後の不動産価額の下落により保全不足となったにもかかわらず、追加担保を徴求することなく、漫然と貸増しを行っていた案件です。追加融資を行っている大口融資先で不良債権化した案件の多くがこれに該当します。また融資先の業況悪化等に伴い、支払期限を実質的に猶予する内容の借換え、その他の条件変更を行った貸出先であるにもかかわらず、業況の回復可能性、財務内容、返済原資等を調査することなく、安易に追加融資を行い、

その後不良債権化してしまった案件もあります。一旦不渡手形を出して倒産した貸出先について、別法人に対して債務引受をさせ、当該別法人に対して融資を継続した事例がありますが、これらの事例では回収不能額が債務引受後に増加しています。

(2) 当組合の破綻の主因がこれらの融資案件などの不良債権の増大による多額の償却・引当金の積増しによるものであることからいっても、また組合員から集めた貴重な資金（預金）を貸付けていることからいっても、上記のようなずさんな債権管理のもとで回収が極めて困難となり組合に損失を与えたという結果に対する責任の重さは大きいものと言えます。

(3) 事実、担保不足先への追加融資や人物評価・財務分析などの審査が十分とは思われない案件等も見受けられるところですが、具体的な損害賠償責任を問うためには、役員の任務違背の前提となる注意義務の程度・内容及びその事実関係を明確にしなければならないものと考えられます。しかしながら今日までの調査・検討の結果においては、そこまで明確に責任を問い得るとの結論は得られておらず、更なる調査が必要であることから、現時点では具体的な提訴には至っておりません。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及をなしうる明確な案件は現在までのところ発見するに至っていませんが、今後新たな事実が判明し、その調査結果次第では責任が肯定される事案も出てくる可能性があります。ただ当組合は本年6月17日事業譲渡予定であり、それまでに結論を出すのは困難な状況です。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなしうるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引継いだ上、同社において責任追及を行いうるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上